

○厚生労働省告示第二百五十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年八月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する

改正後

改正前

別表

第1部～第8部 (略)

第9部 追 補 (5)

別表
第1部～第8部 (略)
(新設)

内 用 薬

品 名

規 格 単 位

薬 価
円

(あ)

㊦ アロプリノール錠50mg 「NIGL」

50mg 1錠

10. 10

(か)

㊧ カムジア配合錠HD 「NIGL」

1錠

25. 90

㊨ カムジア配合錠LD 「NIGL」

1錠

26. 10

カリジノゲナーゼ錠50単位 「NIGL」

50単位 1錠

7. 80

(き)

㊩ クラリスロマイシン錠200mg 「NIGL」

200mg 1錠

22. 80

㊪ クラリスロマイシンシロップ10%小児用 「NIGL」

100mg 1g

57. 90

(こ)

コレチメント錠 9mg

9mg 1錠

607. 80

(ち)

タムスロジン塩酸塩カプセル0.1mg 「NIGL」

0.1mg 1カプセル

13. 50

タムスロジン塩酸塩カプセル0.2mg 「NIGL」

0.2mg 1カプセル

22. 90

(と)

㊫ トリクロルメチアジド錠 2mg 「NIGL」

2mg 1錠

6. 10

(は)

㊬ パロキセチン錠 5mg 「NIGL」

5mg 1錠

11. 20

㊭ パロキセチン錠10mg 「NIGL」

10mg 1錠

18. 30

㊮ パロキセチン錠20mg 「NIGL」

20mg 1錠

32. 80

パソチチン散20% 「NIGL」

20% 1g

6. 30

(は)

ボクサリボーンSOD錠0.2mg 「森林」

0.2mg 1錠

10. 10

ボクサリボーンSOD錠0.3mg 「森林」

0.3mg 1錠

10. 10

(り)

リットローカプセル50mg

50mg 1カプセル

5,802.40

リトゾ錠4mg

4mg 1錠

10,252.50

注 射 薬

品 名

規 格 単 位

薬 価
円

(あ)

アクトビゾ

10.4g 1瓶 (溶解液付)

4,941

(え)

エムパベリ皮下注1080mg

1,080mg 20ml 1瓶

488,121

(お)

オシキヤスベーン点滴静注用3750

3,750国際単位 1瓶

230,637

(る)

ルクスターナ注

0.5ml 1瓶 (希釈液 2本付)

49,600,226

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略)</p> <p>ネモリズマブ製剤</p> <p>ペグセタコプラン製剤</p> <p>別表第九の一の三 注入器加算に規定する注射薬</p> <p>別表第九に規定する注射薬のうち、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤及びペグセタコプラン製剤以外のもの</p> <p>別表第九の一の五 注入ポンプ加算に規定する注射薬</p> <p>pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤</p> <p>ペグセタコプラン製剤</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略)</p> <p>ネモリズマブ製剤</p> <p>(新設)</p> <p>別表第九の一の三 注入器加算に規定する注射薬</p> <p>別表第九に規定する注射薬のうち、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤以外のもの</p> <p>別表第九の一の五 注入ポンプ加算に規定する注射薬</p> <p>pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤</p> <p>(新設)</p>

附 則

この告示は、令和五年八月三十日から適用する。